

入 札 公 告

奈良県立橿原考古学研究所が行う埋蔵文化財発掘調査について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 8 年 9 月 2 9 日

奈良県立橿原考古学研究所 副所長

第 1 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 飛鳥宮跡範囲確認発掘調査労働者派遣業務
- 2 業務場所 高市郡明日香村大字岡
- 3 業務概要 仕様書のとおり
- 4 業務期間 令和 8 年 1 0 月 2 2 日 ～ 令和 9 年 2 月 2 6 日（予定）
※業務期間には、準備・発掘終了後の精算業務の期間を含んでいます。
- 5 落札者の決定
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第 2 入札方法

- 1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 <https://www.pref.nara.lg.jp/n159/26215.html> から確認できます。）
- 2 郵便入札の可否 否
- 3 その他詳細は、入札説明書によります。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 から 7 までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 役務の提供、7 諸サービス、⑧文化財調査または⑥人材派遣」に登録をしている者であること。
- 3 奈良県立橿原考古学研究所の本年度における埋蔵文化財発掘調査に係る発掘調査労働者派遣業務・発掘調査補助作業委託業務の入札参加申請を行い、埋蔵文化財発掘作業員派遣業務（A 級業者）の入札参加資格者として適格と認められた者であること。

- 4 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 5 電子入札システムの利用者登録が完了している者であること。
- 6 この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。
- 7 この公告に示した調達役務と同等と県が認める契約を締結し、誠実に履行した者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うこと。

第5 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所 実施しません
- 2 競争入札参加資格確認申請 令和8年10月13日（火曜日）午後5時まで
- 3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）
令和8年10月21日（水曜日）午前10時まで
- 4 開札（電子入札システムによる開札）
令和8年10月21日（水曜日）午前10時30分から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 本件の入札手続きに関すること
〒634-0065 橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所総務課
電話番号0744-24-1101（代表）
- 2 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号0570-021-777
（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
Email:sys-e-cydeenasphep.rx@hitachi-systems.com

第7 その他

- 1 入札保証金
免除します
- 2 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

（1）契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。

（2）その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書案によります。